

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく開示事項)

2026 年 1 月 1 日

ブリッジコンサルティンググループ株式会社

2026 年 1 月 1 日

東京都港区虎ノ門四丁目 1 番 40 号
ブリッジコンサルティンググループ株式会社
代表取締役 CEO 宮崎 良一

吸収合併に係る事後開示書面

当社は、当社と株式会社 Bridge Executive Search（本店：東京都港区虎ノ門四丁目 1 番 40 号。以下「Bridge Executive Search」といいます。）間で締結した 2025 年 11 月 7 日付吸収合併契約書に基づき、当社を吸収合併存続会社、Bridge Executive Search を吸収合併消滅会社とし、Bridge Executive Search の権利義務一切について当社が承継する吸収合併（以下「本件吸収合併」といいます。）を、2026 年 1 月 1 日を効力発生日として行いました。本件吸収合併に関し、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める事項は下記のとおりです。

1. 本件吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第 200 条第 1 号）

本件吸収合併は、2026 年 1 月 1 日に効力を生じております。

2. 吸収合併消滅会社における吸収合併の差止請求、反対株主の買取請求及び新株予約権買取請求並びに債権者の異議に関する手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 2 号）

（1）吸収合併の差止請求（会社法第 784 条の 2）

Bridge Executive Search に対し、本件吸収合併の差止請求をした株主はありませんでした。

（2）反対株主の買取請求（会社法第 785 条）

Bridge Executive Search は、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当事項はありません。

（3）新株予約権買取請求（会社法第 787 条）

Bridge Executive Search は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

（4）債権者の異議（会社法第 789 条）

Bridge Executive Search は、会社法第 789 条第 2 項の規定により、2025 年 11 月 20 日付の官報により、債権者に対し本件吸収合併についての異議申述公告を行い、かつ知れたる債権者に対し各別に催告いたしました。異議申述期間満了までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における吸収合併の差止請求、反対株主の買取請求及び債権者の異議に

関する手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

（１）吸収合併の差止請求（会社法第 796 条の 2）

本件吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

（２）反対株主の買取請求（会社法第 797 条）

本件吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

（３）債権者の異議（会社法第 799 条）

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定により、2025 年 11 月 20 日付の官報及び電子公告により、債権者に対し本件吸収合併についての異議申述公告を行いました。異議申述期間満了までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、Bridge Executive Search より、その権利義務一切を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別紙のとおりです。

6. 本件吸収合併による変更登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

2026 年 1 月 6 日（予定）

7. 前各号のほか、本件吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

当社は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、本件吸収合併について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本件吸収合併を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本件吸収合併に反対する旨を通知した当社の株主はいませんでした。

以 上

吸収合併に係る事後開示書面 資料

別紙 吸収合併に係る事前開示書面

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく開示事項)

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく開示事項)

2025 年 11 月 20 日

ブリッジコンサルティンググループ株式会社
株式会社 Bridge Executive Search

2025 年 11 月 20 日

東京都港区虎ノ門四丁目1番40号
ブリッジコンサルティンググループ株式会社
代表取締役 CEO 宮崎 良一

東京都港区虎ノ門四丁目1番40号
株式会社 Bridge Executive Search
代表取締役 仁木 正太

吸収合併に係る事前開示書面

ブリッジコンサルティンググループ株式会社（以下、「吸収合併存続会社」といいます。）及び株式会社 Bridge Executive Search（以下、「吸収合併消滅会社」といいます。）は、それぞれ取締役会等の決議を経て、両者間において 2025 年 11 月 7 日付で吸収合併契約書を締結し、2026 年 1 月 1 日を効力発生日とする吸収合併（以下「本件吸収合併」といいます。）を行うこととしました。

本件吸収合併に関し、会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条並びに会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める事項は以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容

別紙 1 「吸収合併契約書」のとおりです。

2. 合併対価の定め相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、本件吸収合併において合併対価の交付は行いません。

3. 新株予約権の対価の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」(EDINET) によりご覧いただけます。

(2) 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙 2 のとおりです。

5. 吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社において最終事業年度末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(1) 吸収合併存続会社において最終事業年度末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

①自己株式の取得

吸収合併存続会社は、2025 年 5 月 9 日成立の取締役会において、以下のとおり、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法 156 条の規定に基づき自己株式を取得することについて決議いたしました。

(取得に係る事項の内容)

- ・ 取得する株式の種類 普通株式
- ・ 取得する株式の総数 70,000 株 (上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 3.43%)
- ・ 株式の取得価額の総額 100,000,000 円 (上限)
- ・ 取得する期間 2025 年 5 月 12 日から 2025 年 11 月 30 日まで
- ・ 取得する方法 取引一任方式による東京証券取引所における市場買付

なお、吸収合併存続会社は、上記決議に基づき、2025 年 10 月 31 日までに普通株式 57,700 株 (取得価額の総額 : 75,921,300 円) を取得しております。

②第三者割当増資

吸収合併存続会社は、2025 年 11 月 14 日成立の取締役会において、以下のとおり、辻・本郷ビジネスコンサルティング 1 号有限責任事業組合を割当先とする第三者割当により新株式を発行することについて決議いたしました。

(発行に係る事項の内容)

- ・ 募集方法 第三者割当
- ・ 発行する株式の種類 普通株式
- ・ 発行する株式の総数 100,000 株
- ・ 払込金額 1 株につき 1,275 円
- ・ 払込金額の総額 127,500,000 円
- ・ 資本組入額 63,750,000 円
- ・ 払込期日 2025 年 12 月 1 日
- ・ 資金の用途 2025 年 12 月から 2027 年 9 月にかけて、人材関連投資費用及びオープンアライアンス投資費用に順次充当する予定であります。

(2) 吸収合併消滅会社において最終事業年度末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本件吸収合併効力発生後の吸収合併存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件吸収合併後の吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。したがって、本件吸収合併後における吸収合併存続会社の債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

7. 事前開示開始日後の変更に関する事項

事前開示開始日後に上記に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を直ちに開示いたします。

以 上

吸収合併に係る事前開示書面 資料

別紙 1 吸収合併契約書

別紙 2 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

別紙1 吸収合併契約書

(添付のとおり)



吸 収 合 併 契 約 書

ブリッジコンサルティンググループ株式会社
株式会社 Bridge Executive Search

吸収合併契約書

ブリッジコンサルティンググループ株式会社（以下、「甲」という。）及び株式会社 Bridge Executive Search（以下、「乙」という。）は、次のとおり吸収合併契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下、「本合併」という。）を行う。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲：吸収合併存続会社

商号：ブリッジコンサルティンググループ株式会社

住所：東京都港区虎ノ門四丁目1番40号

(2) 乙：吸収合併消滅会社

商号：株式会社 Bridge Executive Search

住所：東京都港区虎ノ門四丁目1番40号

第3条（合併に際して交付する対価）

甲は本合併に際して、乙の株主に対し、その保有する乙の株式に代わる金銭等の交付を行わない。

第4条（増加すべき資本金及び資本準備金）

本合併に際して、甲の資本金及び資本準備金は増加しないものとする。

第5条（合併承認手続）

- 1 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約に関する同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本合併を行う。
- 2 乙は、会社法第784条第1項本文の規定により、本契約に関する同法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本合併を行う。

第6条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、2026年1月1日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後、本合併の効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもつ

てその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙が協議し合意の上、これを行うものとする。

第8条（合併条件の変更及び合併契約の解除）

本契約の締結日から効力発生日までの間に、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変更が生じた場合、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合、若しくはその他本合併の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約書に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定めるものとする。

（以下余白）

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を乙がその写しをそれぞれ保有する。

2025年11月7日

(甲) 東京都港区虎ノ門四丁目1番40号
ブリッジコンサルティンググループ株式会社
代表取締役 宮崎良一



(乙) 東京都港区虎ノ門四丁目1番40号
株式会社 Bridge Executive Search
代表取締役 仁木正太





別紙2 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

株式会社 Bridge Executive Search は 2024 年 10 月 1 日設立のため最終事業年度に係る計算書類等はありません。設立貸借対照表を添付いたします。

株式会社 Bridge Executive Search

設立時貸借対照表

2024 年 10 月 1 日現在

(単位：円)

資産の部		負債の部	
		0	
【流動資産】		純資産の部	
現金預金	20,000,000	【株主資本】	
		資本金	20,000,000
		株主資本合計	20,000,000
		純資産合計	20,000,000
資産合計	20,000,000	負債純資産合計	20,000,000